

社会福祉法人 慈恵会

訪問看護・介護予防訪問看護さわやかステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会(以下「事業者」という。)が設置運営する訪問看護・介護予防訪問看護さわやかステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護事業(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、利用者に対する適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限り居宅において、健康の段階に応じた看護及びその能力を充分に発揮できる日常生活が営めるようサービスを提供する。

2 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービスの事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

3 さわやかグループホーム本郷との医療連携体制を図り、看護師による24時間の協力体制を整えるとともに、ホーム入居者の日常の健康管理や主治医との連携及び看取りに関する指針を整備する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護 さわやかステーション
- (2) 所在地 美濃加茂市下米田町東栃井81番地3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 看護師等

看護師及び准看護師 2.5名以上(常勤専従1名以上)

理学療法士等(作業療法士・言語聴覚士) 1名以上

看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護計画及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成し、サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日及び12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとする。

(サービスの内容)

第6条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- (3) 食事及び排泄など日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症利用者の看護
- (8) 精神・神経疾患利用者の看護
- (9) カテーテル等の看護
- (10) 療養生活や介護方法についての指導・相談業務
- (11) その他、医師の指示による医療処置
- (12) グループホームとの連携

(利用料、その他の費用)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の所得に応じて重要事項説明書の記載によるものとする。

- 2 キャンセル料について、利用予定日の前日までに申し出があった場合は無料とし、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合には、実費相当額を徴収する。
- 3 第8条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護・介護予防訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する。
- 4 費用の支払いを受ける場合には、利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人(以下「利用者の家族等」という。)に対して事前に文書で説明をした上で、同意を得る。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

美濃加茂市、可児市(広見、今渡、土田、下恵土、中恵土地区)、加茂郡坂祝町、川辺町、七宗町(上麻生、中麻生地区)、八百津町(和知、八百津、伊岐津志地区)、可児郡御嵩町(伏見、中、上恵土地区)

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業所は、利用者、利用者の家族等に対して、サービスの内容及び手続き等重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用者の同意を得る。

(身体拘束・虐待の禁止)

第10条 事業所は原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

行動を制限する場合は、社会福祉法人慈恵会 身体拘束廃止マニュアルに基づき利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い同意を得ると共に、その態様および期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録する。

2 事業所は、社会福祉法人慈恵会虐待防止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待行為は行わない。

(秘密の保持)

第11条 事業所及びその従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らさない。

2 事業所は、事業所の従業者が退職後、在職中知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らすことがないように必要な措置を講じる。

3 事業所は、県、市町村や医療機関等に対し利用者、利用者の家族等に関する情報提供の必要がある場合には、必要な情報を提供する。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、社会福祉法人慈恵会 個人情報管理規程に基づき、利用者、利用者の家族等の個人情報を厳正に取り扱う。

(苦情等への対応)

第13条 利用者、利用者の家族等は、事業所が提供する介護サービス等に相談や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の苦情受付窓口に関し及び苦情を申し立てることができる。その場合、事業者は社会福祉法人慈恵会 苦情対応マニュアルに基づき、すみやかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善及び向上に努める。

2 事業所は、利用者、利用者の家族等から相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対して不利益、差別的な扱いをしない。

3 事業所は、提供したサービスに関して、市町村等からの質問・照会・文書の提供等に応じ、苦情に関する調査に協力する。なお、県、市町村等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、社会福祉法人慈恵会 リスクマネジメントマニュアルに基づき、すみやかに利用者の家族等、必要に応じて県及び市町村に報告を行うとともに必要な措置を講じる。

2 事業所は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者に与えた損害に対し、事業者は責任を負う。その損害賠償内容については、双方協議の上これを定める。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができる。

3 事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号

に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を負わない。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者が、サービスの提供のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者の故意又は過失により、施設、職員などに生じた損害については、利用者又は身元引受人はその責任を負う。その場合の損害内容については双方協議の上でこれを定める。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するとともに、常に衛生管理及び感染症発生時における事業継続計画に基づく対策を行う。
- 2 事業所は、従業者に対して衛生管理及び感染症、その他必要な知識及び技術の習得をさせる。
 - 3 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(記録の整備)

- 第16条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結日から社会福祉法人慈恵会 定款施行細則に定める期間において保存する。
- 2 事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する諸帳簿を整備する。
 - 3 利用者、利用者の家族等は、事業所に対し第1項の記録の閲覧・複写を求めることができる。それに対し、事業所は、社会福祉法人慈恵会 個人情報管理規程に基づき対応する。

(緊急時等における対応方法)

- 第17条 看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護を実施中に、事故又は病状に急変等の緊急事態が生じたときはすみやかに主治医に連絡し指示に従うとともに家族、担当の居宅介護支援事業者に連絡を行う。

(非常災害時の対応)

- 第18条 事業所は非常災害時に備え、定期的に防災訓練を行う。
- 2 事業所はサービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、施設が定める防災計画及び事業継続計画に基づき、利用者の避難など安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じる。
 - 3 事業所は非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を随時確認する。

(ハラスメントの防止・対応)

- 第19条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。
2. 施設は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用

者,利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

3 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関する重要事項は、事業者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。